

# 鎌倉市緑の基本計画（概要版）

鎌倉市緑の基本計画の基本理念は、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」です。

※ 計画の基本理念は、平成8年策定の緑の基本計画と同じです。

鎌倉市は、平成8年に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、計画実現に向けた多くの取り組みを進めてきました。

その結果、永年の主要課題であった市街化区域内の三大緑地の保全に道筋を付けたことをはじめ、重要性の高い緑地や主要公園の整備の推進など、大きな成果をあげることができました。

このたび、定期的な見直しの時期を迎え、これまでの施策展開の状況や都市緑地法の改正などを勘案して、計画の実現に向けた施策展開の内容に重点を置いた改訂を行いました。

今回、鎌倉市は、緑の環境をより良い方向に改善していくために、市民・企業・行政が効果的に連携し、市域の緑を質の高い緑の資源として保全・創造し、管理・運営していく考え方として、PDCAサイクル（Plan 計画・Do 実施・Check 評価・Action 改善）の仕組みを取り入れて持続的な施策の推進を図っていく、「グリーン・マネジメント」を提案しています。

鎌倉市は、この「緑の基本計画」に沿って、市民とともに、緑豊かな都市環境の形成と市民の安全・快適な生活の確保につながる緑化施策を、今後も引き続き推進し、緑の基本計画の実現に努めていきます。

この概要版は、少しでも多くの市民の皆様が緑の基本計画を知っていただくためにまとめたものです。

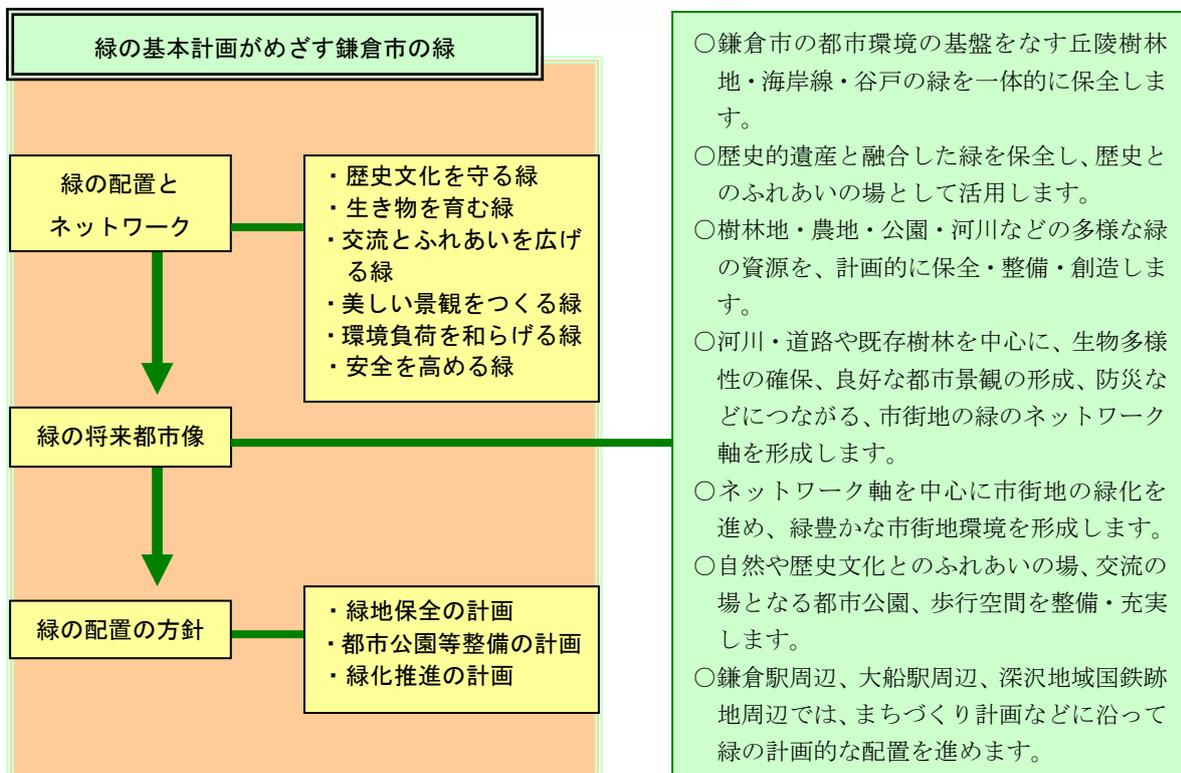
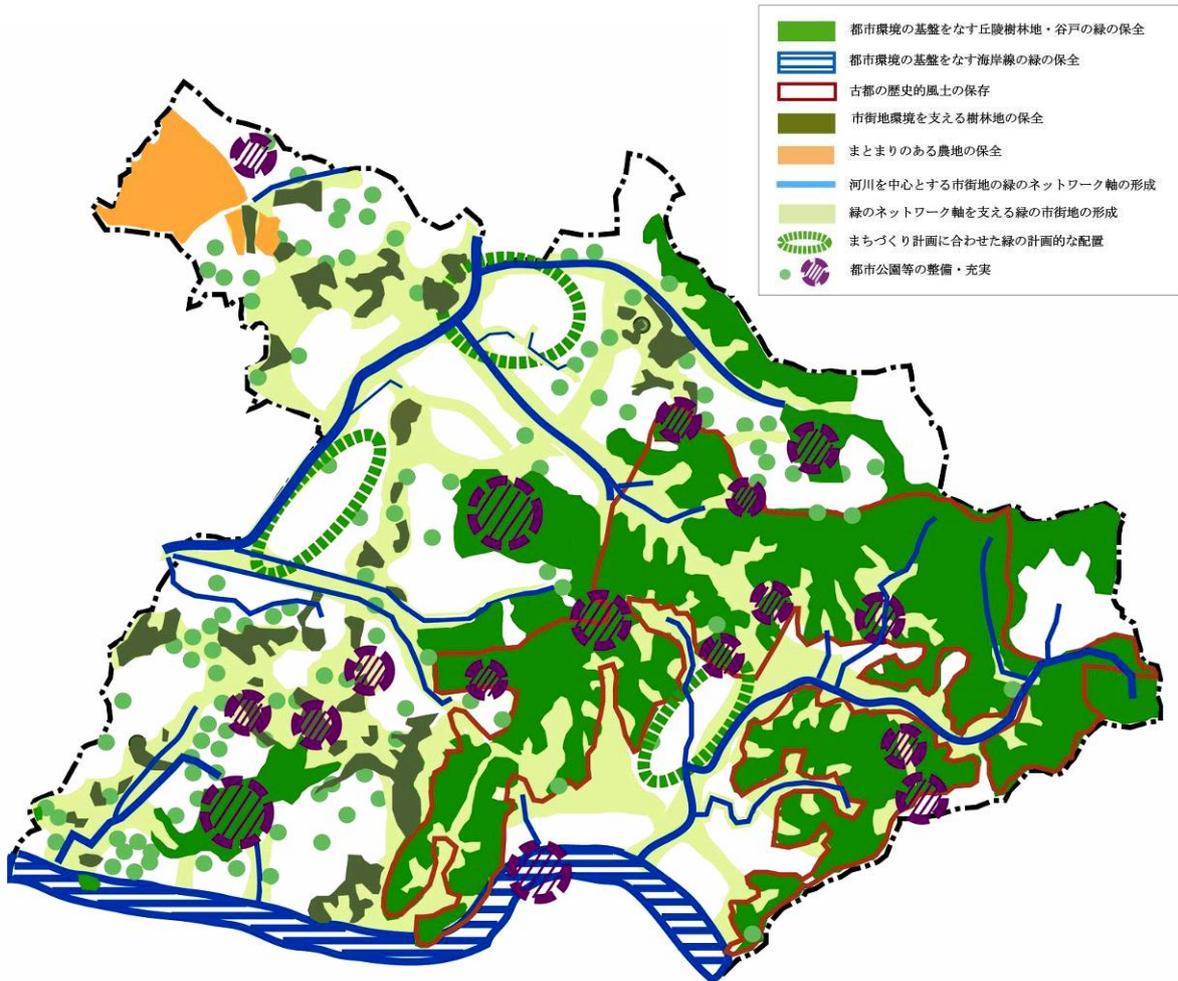


今回の改訂の主な内容は、次のとおりです。

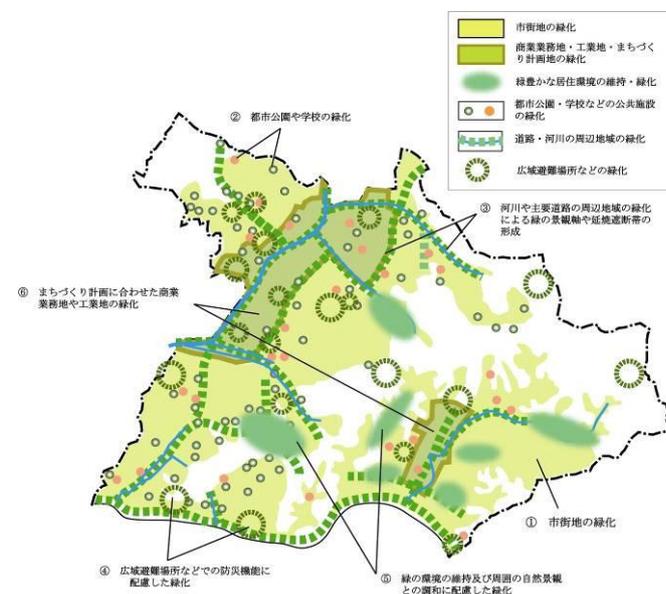
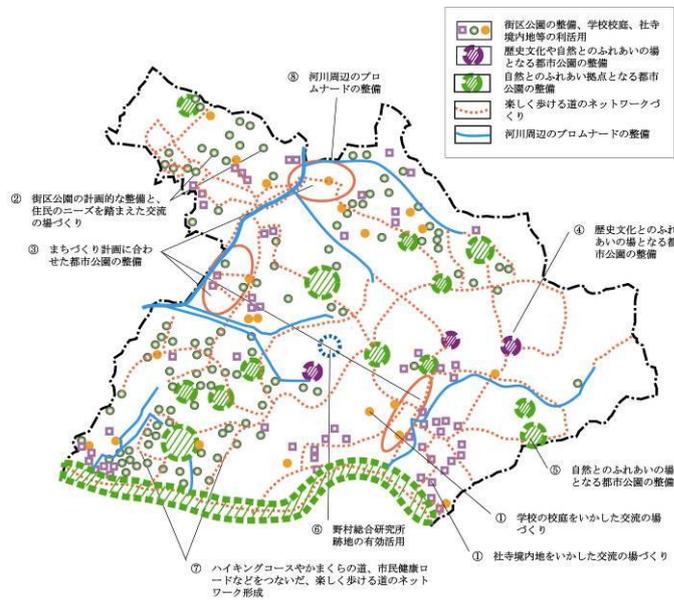
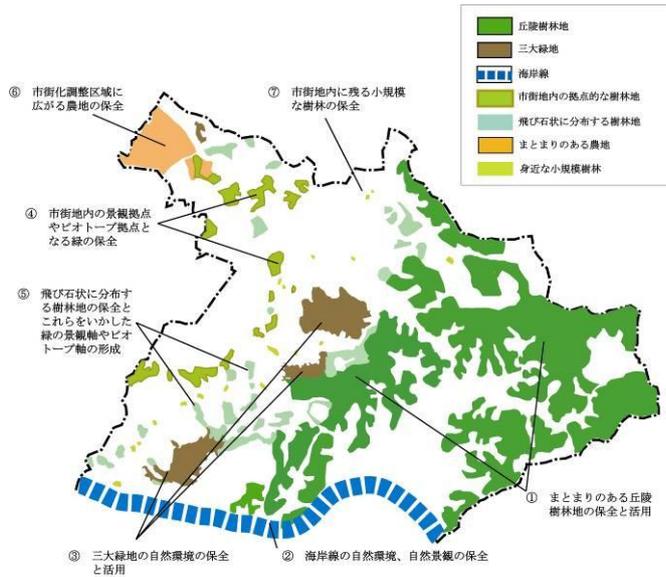
- 計画の基本理念など、従前の「緑の基本計画」の基本的な方針を継承した計画としました。
- 鎌倉市のめざすべき緑として、新たに「生物多様性の確保」の評価軸を加えて、緑の配置の方針を示しました。
- 新たな施策の取り組みなどを考慮して、改訂後の計画目標年次を2025年（平成37年）としました。
- 計画書は、「緑の基本計画が目指す鎌倉の緑」、「緑の基本計画実現の施策展開」の2篇により構成しました。

平成22年8月 鎌倉市

# 1. 緑の将来都市像



## 2. 緑の配置の方針



### (1) 緑地保全の計画

- 市街化調整区域のまとまりのある丘陵樹林地を一体的に確保します。
- 市街地の前面に広がる、材木座海岸から腰越海岸までの海岸線の自然を保全します。
- 市街化区域に残る三大緑地を保全し、有効に活用します。
- 市街化区域内に飛び石状に分布する樹林地を保全します。
- 関谷地区に広がるまとまりのある農地を保全します。
- 市街化区域内の小規模樹林を、まちづくり計画や景観計画と連携しつつ、保全を誘導します。

### (2) 都市公園等の整備の計画

- 身近な都市公園などの整備や学校・社寺境内地などを活用した、身近な交流や遊びの場づくりを進めます。
- 歴史文化遺産、水辺地・眺望地・庭園などを、歴史文化や自然とのふれあいが楽しめる都市公園として整備します。
- 鎌倉広町緑地を、谷戸の自然環境をいかした都市林として整備します。
- 野村総合研究所跡地を有効に活用します。
- 既設のハイキングコース、市民健康ロードなどをつなぎ、楽しく歩ける道のネットワークを形成します。

### (3) 緑化推進の計画

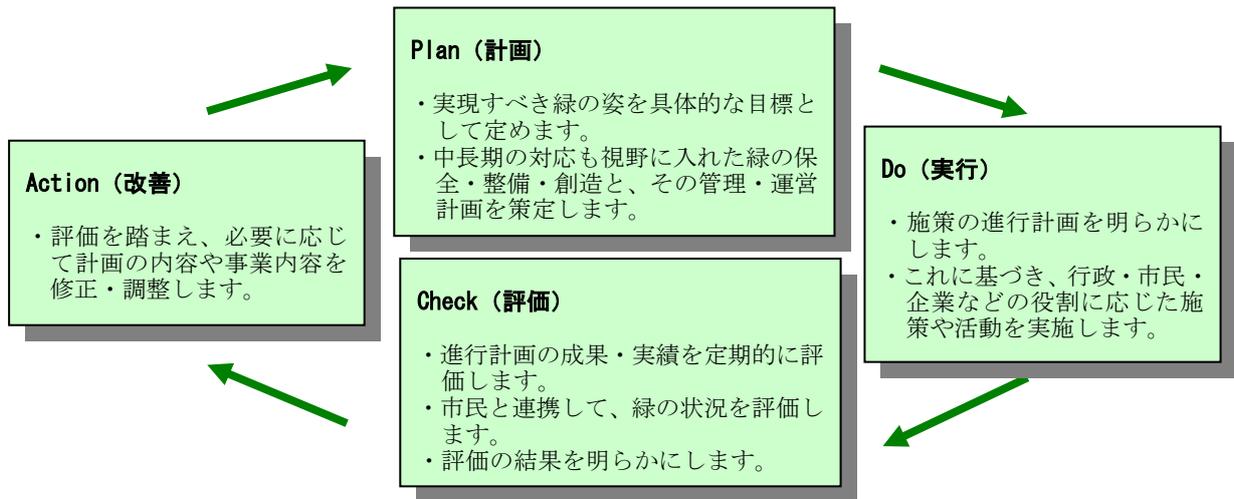
- 緑豊かな市街地環境の形成に向けて、生物多様性の確保、都市景観形成、防災などの機能を高める緑化を推進します。
- 市街地での緑の拠点や軸の形成につながる、公共建物・公園・河川・道路などの公共施設の緑化を進めます。
- 土地利用やまちの性格に応じた民有地の緑化を誘導し、市街地全体の緑の増大を図ります。
- 景観形成上重要な地区などに対しては、鎌倉市景観計画に沿った緑化を推進します。

### 3. 計画実現をめざした施策展開

#### (1) グリーン・マネジメント

- 緑の将来都市像を実現するため、グリーン・マネジメントの考え方に立ち、施策展開を図ります。
- グリーン・マネジメントは、次の考え方に基づいて鎌倉市の緑の保全・整備・創造・管理を行っていくものです。

- 丘陵樹林地・都市公園・河川・市街地の緑など、市域の全ての緑を対象とします。
- それぞれの緑を、都市資産の緑として共通の目標・視点に立って保全・整備・創造・管理します。
- 効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・行政の連携を基本とします。
- 明確な目標を設定し、PDCA サイクルシステムを取り入れた事業管理を行います。



#### (2) 施策展開の考え方

- 緑地の確保などに対して、有効な制度・施策を活用します。
- 景観施策との更なる連携を進めて、緑の質を高めます。
- 緑地保全施策を充実して、緑地の質の向上を図ります。
- 緑豊かな都市環境形成を創造するために、緑のネットワークの形成を進めます。
- 効果的な施策展開を進めることにより、緑地の確保などの実効性を高めます。
- これまでの成果を踏まえた、緑地の保全施策や緑のネットワークの形成に取り組みます。

#### (3) リーディング・プロジェクト

- 緑の基本計画の実現を力強く推進するため、重点的に取り組むべき施策展開として、「緑地の確保」、「緑の質の充実」、「緑のネットワーク形成」を、リーディング・プロジェクトとして位置付け関連する施策を積極的に推進します。

##### ・ 緑地の確保



緑地保全制度の指定拡大など

##### ・ 緑の質の充実



樹林地の植生管理など

##### ・ 緑のネットワークの形成



公設施設の緑化の連携事業など

## 4. 目標水準と施策

### (1) 施策の目標水準

- 将来市街化区域面積の約 30%、都市計画区域面積の約 50%の緑地を確保することをめざします。
- 都市公園等の整備目標水準を、市民一人当たり 18 m<sup>2</sup>/人とします。

### (2) 主な施策の体系

#### 保全すべき緑地の確保

法制度の指定等	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域・同特別保全地区、特別緑地保全地区の指定等
土地の買入れ	緑地保全基金による土地の買入れ等
緑地の受入れ	緑地寄付の受入れ体制の整備等
条例等の活用	保全配慮地区の設定、緑地保全推進地区の指定等
市民運動との連携	トラスト運動との連携等
樹木の維持管理への支援	樹林管理事業の推進、緑地の管理指針の作成、緑地管理の広域的対応の充実等
施設緑地の整備	都市公園の整備等

■保全すべき緑地の確保（台峯）



■身近な街区公園の整備



#### 都市公園等の整備

都市公園	街区公園、総合公園、都市林の整備等 景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園の整備
歩行空間	総合設計制度の公開空地、まちづくり空地の整備等

■保存樹林等の指定（生垣）



#### 緑化の推進

法制度の指定	緑化地域の指定
緑化誘導	開発事業と連携した緑地防災、駐車場の接道緑化等
市民の緑化活動への支援	接道緑化の奨励、オープン・ガーデンの支援等
樹木の活用	グリーンバンク制度
まちづくり事業との連携	緑化推進重点地区の設定、まちづくり推進地区等での緑化等
公共施設等の緑化	公共建物、道路、都市公園の緑化等

■公共施設（道路）の緑化



#### 市民との連携の推進

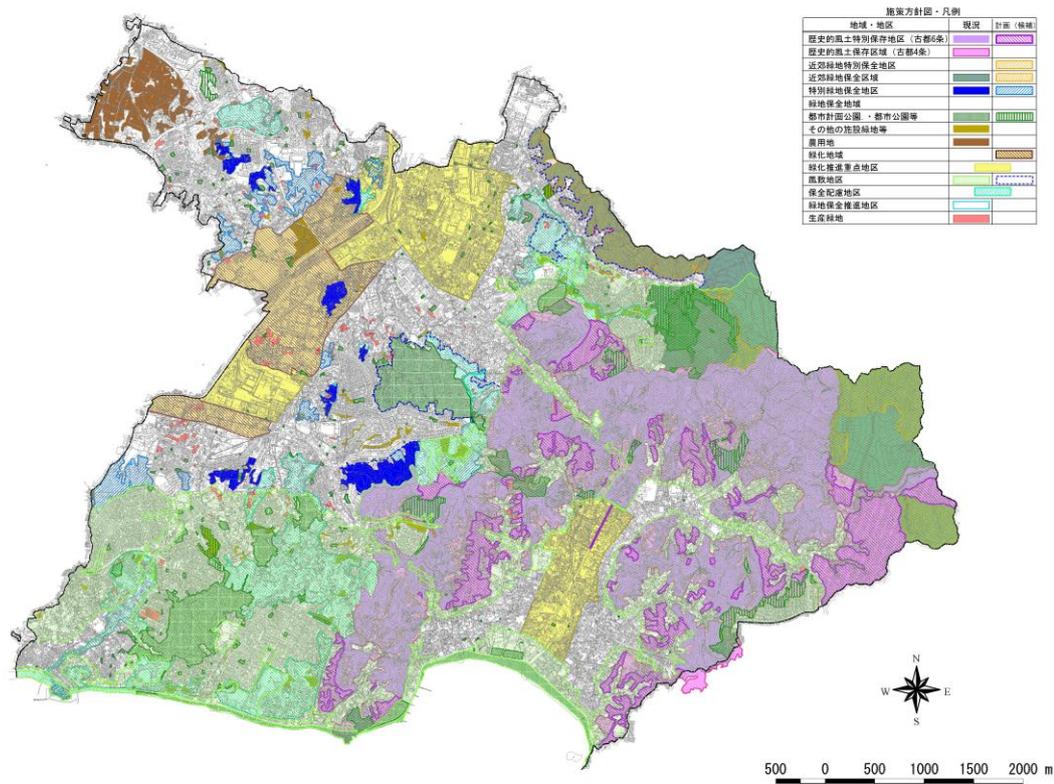
緑化推進団体等の育成	緑化推進団体、地域緑化指導者、緑のレンジャーの育成等
緑の知識の普及	各種講習会の開催、緑の情報提供の充実等
緑化意識の高揚	緑化キャンペーンの推進、緑化フェアの開催等

■緑のレンジャー



## 5. 実現のための施策方針

### (1) 実現のための施策方針図

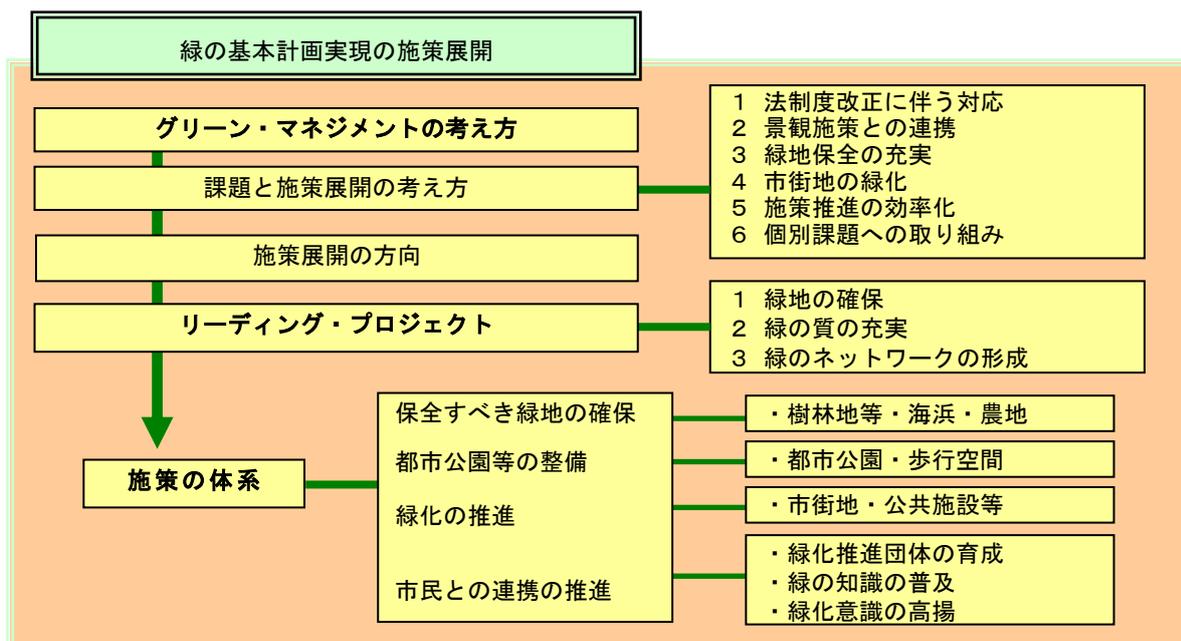


※おおむねの位置を示したもので、平成22年1月末までの施策の進展等を反映させています。

※凡例の都市計画公園・都市公園等には、他に「都市計画緑地」を含みます。

※その他の施設緑地は、「児童遊園」「子どもの広場」「子どもの遊び場」「市の管理する緑地」「青少年広場」「県立フラワーセンター大船植物園」です。

### (2) 施策展開の構成

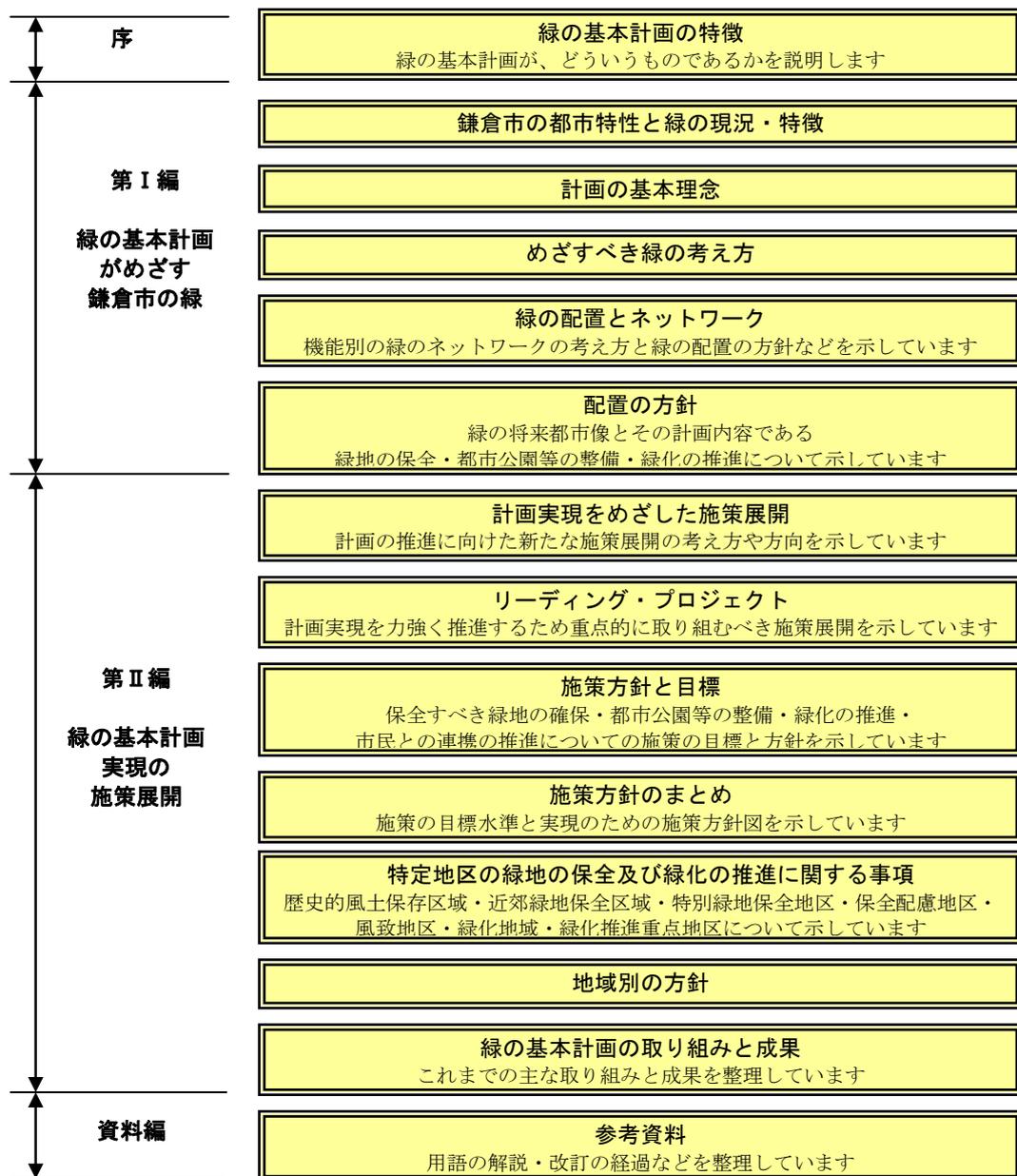


## 6. 緑の基本計画について

### (1) 鎌倉市緑の基本計画の取り組みと成果

- 「緑の基本計画」は、平成6年6月の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正において導入された、市町村が中長期的な観点に立って策定する、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画です。
- 鎌倉市は、平成8年4月に全国に先駆けて緑の基本計画を策定して、それまで積み重ねてきた緑化施策の考え方を継承して、推進プログラムに基づく施策推進の進行管理、緑政審議会からの答申・意見の緑政への反映などを通して、計画実現に向けた取り組みを進めました。
- 条例の制定、実施プログラムの策定、施策推進における国・県・市・市民の連携、施策の組み合わせによる実効性の向上、法制度適用に至るつなぎ策の活用などに取り組み、施策推進の基盤となる制度・仕組みを整えることにより、永年の主要課題であった市街化区域内の三大緑地の保全に道筋を付け、また、その他の重要性の高い緑地の保全や主要公園の整備など、計画実現に向けた成果を得ています。

### (2) 緑の基本計画の構成



※緑の基本計画は、市内各図書館に配置すると共に、本市ホームページ上で公開（PDF ファイル）しており、ダウンロードができます。また、総務部総務課行政資料コーナーで有料（2,100 円/冊）頒布しています。